

身体拘束等の適正化に関する指針

社会福祉法人 諒和会

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人の運営するすべての事業所では、「介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で実施するすべての行為を「拘束」と位置づけ、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識をもつこととしています。そのため、平成20年1月1日に「身体拘束ゼロ宣言」を発し、原則として身体拘束をしないことを明らかにするとともに、身体拘束廃止に向けた他の事業所職員の研修も行つてきました。これからもこの宣言に基づき、原則として身体拘束をしないケアを実施します。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束等禁止規定

省令条文「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）またはその他入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」とされています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

原則身体的拘束は実施してはならないとされていますが、介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」とされています。このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) 当法人各施設における考え方

①身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

②やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

③日常のケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます
- ・言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます
- ・利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません
- ・万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討について

当法人各施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置します。ただし、虐待防止検討委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の委員会と一体的な運用も可能とします。

①設置目的

身体拘束等に関する指針等の見直し

身体拘束適正化に向けた現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束適正化に関する職員全体への指導・周知

②身体的拘束適正化の構成、責務および役割分担

身体的拘束等適正化にむけて各職種の専門性に基づくアプローチから、施設長、事務局長、各事業所管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員、管理栄養士等にて委員を構成し、チームケアを行う事を基本としながら、それぞれの果たすべき役割に対して責任をもって対応します。委員会は3ヶ月に1回以上開催し、身体的拘束等事例の集計と分析を行い、発生時状況や原因、結果等に分類しながら事例の適正化策を作成し、施設全体での情報共有と再発防止に努めます。

<施設長（責任者）>

- ・身体的拘束等適正化検討委員会の統括管理
- ・ケア現場における諸課題の統括管理

<事務局長>

- ・施設の運営事務管理、行政、関連機関、業者との涉外・調整に関する管理

<配置医師>

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

<事業所管理者（身体的拘束等適正化担当者）・生活相談員・介護支援専門員>

- ・身体拘束適正化に向けた職員教育
- ・医療機関、家族様との連絡
- ・家族様の意向に添ったケアの確立
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

<看護職員>

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為範囲の整備
- ・重度化する利用者様の状態観察
- ・記録の整備

<介護職員>

- ・拘束がもたらす弊害の認識
- ・利用者様の尊厳の理解
- ・利用者様の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・利用者様との充分なコミュニケーションの実施
- ・利用者様個々の心身状態の把握と基本的ケアの維持
- ・身体的拘束等廃止にむけた職員教育
- ・正確かつ丁寧な記録及び管理

<機能訓練指導員>

- ・機能面からの専門的指導・助言
- ・重度化する利用者の状態観察

<管理栄養士・栄養士>

- ・食事の提供内容の工夫及び管理
- その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家にも参画いただく

③身体的拘束適正化検討委員会の開催

身体的拘束適正化検討委員会は3か月に1回以上開催し、開催にあたってはテレビ電話装置等のシステムを活用する場合があります。数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合があります。その際は、複数意見の確認等により、各職員の意見を盛り込み検討します

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施します。

少なくとも年2回の開催とし、それ以外の開催は必要に応じ開催します。

新規採用時には、必ず本研修を実施します。

本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと

各施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、熊本市への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならぬ場合は、以下の手順に従って実施します。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッド柵（サイレール）囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者的心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて

て検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

様式1をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、**様式2**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討します。このとき、必要に応じ医師に助言を求めます。その記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

附則

この指針は、令和3年5月1日より施行する。

この指針は、令和4年11月1日より改正施行する。

この指針は、令和7年4月1日より法人本部長を削除し改正施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記の①～③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由			
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))			
拘束の時間帯及び時間			
特記すべき心身の状況			
拘束開始及び解除の予定	月 日	時 から	時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

印

(続柄)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン